

## 貴族院多額納税者議員鎌田勝太郎 — 貴族院改革を中心に —

西尾林太郎

### はじめに

鎌田勝太郎(1864~1942)は香川県選出の貴族院多額納税者議員であり、4期28年間に渡ってその議席を維持し続けた。大半の多額納税者議員の在任期間は一期7年間であり、再選されることは少なく、3選は極めて稀、4選に至っては貴族院政治史上後にも先にも彼が唯一である<sup>1)</sup>。

さて、周知のごとく皇族議員を別にすれば、貴族院は華族議員、勅選議員、多額納税者議員から成り立っていた。そのなかでも互選による華族議員や勅選議員が数の上では貴族院の中心であり、政治的にも多額納税者議員がその所属会派の主導権をとったりすることはなかった。かくして多額納税者議員たちは貴族院の主流ではなく、一部の華族議員や勅選議員たちは彼らを蔑視し、新聞、雑誌はしばしば「長者議員」と彼らを揶揄した<sup>2)</sup>。



貴族院時代の鎌田勝太郎<sup>2)</sup>

こうした貴族院内の環境にあつて、鎌田が貴族院議員として活躍し、新聞等で小さからず注目されたことはふたつの「例外」を除き、おそらくなかった。ひとつは第13議会(明治31年12月召集)における貴族院での地租増徴反対の演説であり、もうひとつが大正10年から12年にかけての貴族院改革を目指した活動である。帝国議会におけるこの地租増徴問題についてはすでに手堅い研究があり、鎌田が果たした役割はともかく、この問題の歴史的意義については明らかになっている<sup>3)</sup>。この問題については第1章で簡単にふれるが、私が本論文で問題にしたいのは後者についてである。

明治憲法体制下の上院すなわち貴族院の改革をめぐる、政界ではしばしば議論されてきた。その議論のピークは2つあった。1つは大正期におけるそれで、第2次護憲運動の前後において男子普通選挙の実現と並行して貴族院改革が議論され、ついには貴族院制度改革の実現に結びついた。2つめは昭和期におけるものである。総力戦体制の構築を模索する広田内閣のもとで、「庶政改革」の一環として貴族院改革が議論された。

ところで、前者について考える場合、清浦内閣の成立とそれに触発された第2次護憲運動が出発点とされることが多かったし、この運動の結果成立した第1次加藤高明内閣＝護憲3派内閣との絡みで問題とされてきた<sup>4)</sup>。それはそれで正しい。

しかし、政界において、この時初めて貴族院改革の動きが開始されたのかと言えば、そうではない。実はその3年近く前から政界において半ば(公式に)貴族院改革が問題提起され、細々

ではあるがその実現に向けての動きが貴族院内部にあった。鎌田はこの動きに深く関わっていたのである。否、関わるところかその運動の先鞭をつけたのであった。が、この点について未だ指摘されることはない。彼が貴族院改革すなわち「貴革」の先駆者とされることがあっても、この時期の江木千之ら改革論者のひとりとして挙げられることがせいぜいである<sup>6)</sup>。

そこで本稿では、鎌田の貴族院改革論とその実現に向けての彼の行動について論じその歴史的役割を明らかにしてみたい。しかし、その前に彼の生い立ちと貴族院改革を提唱するに至るまでの政治上の関歴を簡単に見てみよう。

## 1. 生い立ちと政治的関歴

鎌田勝太郎は元治元年(1864)1月22日、讃岐国阿野郡坂出村(現、香川県坂出市)に父鎌田茂平と母イサの長男として生まれた<sup>7)</sup>。母イサは勝太郎の祖父宇平太の弟の子であったが、卯平太に子がなかったためその養女となり、茂平と結婚した。卯平太を当主とする鎌田家は同地の素封家であり、当時「堺屋」と号し倉庫業をはじめ物流、酒造、製糖など手広く商売をしていた。しかし茂平は慶応元(1865)年8月病気のため死亡し、イサが亡夫にかわり家業を切り盛りした。そのため祖父卯平太は勝太郎に特別の慈愛をかけ、たという<sup>8)</sup>。彼は長じて坂出学校や愛媛県立高松中学に通いながら漢学、洋学の塾で学び、明治11(1878)年中学を退学して上京し慶応義塾に学んだ。翌12年家督を継ぎ、14年岡山県浅口郡西阿知の旧家中原俊輔の長女ヨシエと結婚した。<sup>9)</sup>

結婚した翌年鎌田に転機が訪れた。岡山の「塩田王」として著名な野崎武吉郎との出会いである。終生鎌田は野崎を師と仰いだ。当時、鎌田家では旧藩経営の坂出塩田の一部を譲り受けて製塩業を展開していたが、同様の旧藩営の他の一部を経営する団体が野崎に7400円という多額の負債を負い、その債務の履行が困難となるに至って救済を鎌田家に求めてきた。7400円は明治15年の野崎家総収入のほぼ5分の一にあたる大金であり<sup>10)</sup>、野崎はその返済を求めて裁判所に提訴していた。これに対し鎌田は独自の再建案を作成し、返済の暫時の猶予を野崎に申し出た。野崎は鎌田の熱意と能力を認め、その申し出に応じた。その結果、鎌田は自らも資金を拠出して塩産会社を設立し、坂出の塩業復興に乗り出すことになった。当時瀬戸内海沿岸では生産過剰のため塩価の下落が続いており、彼はこれを打開するため塩の販路拡大に努力し、明治16年には坂出の塩産業者の生活の安定を目指して坂出塩産合資会社を発足させた。鎌田勝太郎はこうして坂出一円の地域経済の指導者となった。

それとともに彼は地域の政治指導者としても成長していった。明治22(1889)年1月、第1回香川県会議員選挙<sup>11)</sup>に当選し、25年には県議会議長となった。この間、宇多津塩田株式会社社長となり、26年には坂出銀行頭取に就任した。そして27年9月、衆議院議員総選挙に当選した。県議から代議士への転換にはおそらく野崎の示唆かその影響があったと思われる。野崎は明治23(1890)年の岡山県多額納税者議員選挙に当選し、大隈重信の改進黨に近い立場をとりつつ議席を貴族院に有していた<sup>12)</sup>。この野崎の示唆を受けてか、鎌田は改進黨に属した。もっとも鎌田の選挙区である香川第3区は明治20年代において改進黨が有力であり、同党が議席を独占してきた。この選挙区の改進黨勢力は、綾井武夫と都崎秀太郎をリーダーとする2つのグループがあり、それぞれのリーダーが選挙のたびに交互に改進黨の候補者となった<sup>13)</sup>。鎌

田が当選した第4回総選挙では都崎グループから都崎ではなく鎌田が出馬した。鎌田が地元から代議士を目指そうとした時、その最短距離は改進黨・都崎グループの支援を得ることであった。

彼は衆議院議員となるや野崎と共に大日本塩業同盟会を結成し(明治27〔1894〕年11.15)、清国市場への塩の輸出を目指した<sup>14)</sup>。製塩業者は、慢性的な塩価下落とコスト高に苦しんでいたのであり、明治初年より彼らはその打開策として対清輸出を思い立ち、その請願を各方面に続けていた<sup>15)</sup>。特に旧幕時代より存在した十州同盟という瀬戸内海沿岸の播磨を始めとする十州の塩生産者による塩カルテルが明治23(1890)年に消滅して以来、過当競争による国内市場における塩価の下落は製塩業者にとって深刻な問題であったに違いない。日清戦争が始まるや彼らは貴衆両院にそれぞれ塩の対清輸出の請願書を提出し、ともに受理されている。さらに明治28年3月、鎌田は「清国ニ向ヒ食塩輸出ノ意見」と題し、13ページにわたって持論を開陳したパンフレット<sup>16)</sup>を作成して各方面にそれを配布した。それは「我国ノ食塩ヲ清国ニ輸出セントスルノ拳ハ積年当業者ノ苦心経営スル所ニシテ」(1ページ)と、始まっている。そして彼は末尾で「我国今日ニ於テ予メ戦後ノ貿易ニ留意シ・・・〔中略〕・・・彼ノ清国ヲシテ塩禁制ヲ解カシメ以テ我食塩ノ輸入ヲ図ルカ如キハ其ノ急務中ノ最モ急務ナルモノトス」(12ページ)と、している。なお、27年12月5日付で、野崎、鎌田をはじめ岡山、香川、広島、山口、愛媛、兵庫、徳島7県の塩産業者10名の連名で「日清新条約ノ締結ニ当タリ我ガ食塩ニ限り清国ニ輸入ノ条欵ヲ加ヘラレン事」<sup>17)</sup>を内閣に宛て請願している。その趣旨は鎌田のパンフレットのそれと同一であり、大日本塩業同盟会の目的そのものであった。以上の事実およびその後の鎌田の動きからして、清国への塩輸出をめぐる運動の中心のひとりに鎌田がいたのではないだろうか。

ところで、このような動きを受け、急遽政府は調査のため農商務省の技官を遼東半島に派遣した。しかし、この調査により遼東半島とその周辺の塩が廉価かつ品質良好であることが判明した<sup>18)</sup>。この新たな事態に直面した野崎と鎌田とは、明治28年9月、「政府ノ遼東塩業調査ニ依テ更ニ意見ヲ述ブ」と題するパンフレットを連名で作成し、この地域への輸出には望みが無く、自分たち国内業者は塩質の改善や生産費の削減を図りつつ「支那本部」の調査を完全にし、インド、豪州、欧米などの「塩況」を調査して輸出の道を講ずるべき、とする「塩業者将来ノ方針」を全国の製塩業者に対し示した<sup>19)</sup>。ちなみに明治29年の東京市場における塩の価格は、1石(101kg)につき赤穂塩1円59銭に対し輸入塩85銭で<sup>20)</sup>、国内の製塩業者にとって欧州の岩塩や清国の天日干塩などの輸入塩の存在は大きな脅威であったと思われる。

こうした中、鎌田は塩の専売化による製塩業者の利益保全を考えるに至った<sup>21)</sup>。そのころ政府でもその可能性について検討していた。ちなみに、明治31年に大石正巳農商務相が、塩業調査会の会合の席上で日本塩業の改良とその保護および公益の観点から塩の専売制導入の可能性について言及している<sup>22)</sup>。しかし、野崎をはじめ一部の塩生産者と大半の塩問屋など流通業者は反対であった<sup>23)</sup>。

ところで明治29(1896)年、鎌田は翌年7月の香川県貴族院多額納税者議員選挙立候補のため、衆議院議員を辞任した。翌年6月10日の選挙で彼は当選したが、この時彼は15票中10票を集めた<sup>24)</sup>。それにしても彼はなぜ衆議院から貴族院に転じたのか。この点については資料を欠

き判然としない。県議から代議士に転じた時と同様に野崎の示唆によるのであろうか、それとも後述の公爵近衛篤磨や子爵谷干城との出会いによるのであろうか。あるいはその両方かもしれない。しかし、後述のごとく近衛は貴族院の最大会派である研究会に対抗する院内勢力の形成を模索しつつあったので、鎌田の貴族院への転進は近衛の要請かその示唆による可能性が高い。ちなみに明治30年3月、近衛は同志の有爵議員たちと築地精養軒で「納税議員次期改選の相談」<sup>25)</sup>をしているし、6月10日の選挙当日、選挙結果に関する情報を鋭意収集し、30名の当選者の名前を日記に記している<sup>26)</sup>。多額納税者議員に対する近衛の関心の高さを物語る。

さて、当選した彼は多額納税者議員として最初の議会である第11議会(明治30.12.24召集)を迎えた。ところが、この議会は召集日の翌日解散されたため、彼の貴族院議員としての本格的な活動は第5回臨時総選挙をはさんで第12議会(明治33.5.19召集)からとなる。彼は野崎とともに改進黨一進歩党系の懇話会に所属し、谷干城や曾我祐準らと行動を共にした。懇話会は近衛篤磨や二条基弘らの三曜会とならんで貴族院において反藩閥政府の旗幟を鮮明にしていた。鎌田がこの会派を選んだのは進歩党系ということと政治の師とも言うべき野崎との関係による大きいと思われる。ちなみに、その後鎌田は野崎、野崎家理事である田辺為三郎(大東汽船社長、衆議院議員)、野崎家東京別邸執事・手島知徳(野崎の親戚でもあった)<sup>27)</sup>の3名と一体となって近衛と面談をしたり建策したりしていることが、近衛の日記に明らかである。

また鎌田と近衛との関係であるが、それは野崎の紹介によるものであった。野崎は旧知の近衛に対し前述の大日本塩業同盟会の会長就任を依頼しているが、同盟会の中心人物として野崎は鎌田を近衛に紹介したことであろうし、近衛の日記に鎌田と会ったとの記載がある<sup>28)</sup>。また、鎌田は野崎らとともに、そのころ近衛や谷ら貴族院議員を集め、彼らに対し「塩況報告」会を実施したり、接待をしている<sup>29)</sup>。

ところで第13議会(明治31年12月3日～32年3月9日)で時の山県内閣は地租増徴案(地価修正法律案、地租条例中改正案)の成立をはかった。日清戦争後の北東アジアの政治情勢を踏まえ、政府は一層の軍拡と近代産業の育成のために初期議会に引き続き増税を策した。しかし初期議会とは異なり民党は地租増徴に転じたため、同案は議会を通過して貴族院に送られたのである<sup>30)</sup>。

第13議会において貴族院の大勢は地租増徴に賛成であった。貴族院において同案が予算委員会で可決された後、12月27日の本会議で谷と鎌田が反対演説をした。鎌田が反対演説で語ったように、この地租増徴案は衆議院で「交渉とか提携とか摺った揉んだ末に遂に百分の四を三分三厘に減じ千八百万の収入を七百万に譲歩し、又其の上に五箇年という条件を付けてやつとのこと通過した」<sup>31)</sup>のであった。

この衆議院からの送付案に対し、谷は「農は国の本なり」との考えから2時間にわたり地租増徴に対し反対演説を試み、続く鎌田は、5ヵ年で3500万円の増収、6年目からは地価修正により375万円の減税などということではたして財政基盤を強固にすることができるのかと強い疑念を表明する一方、同案の衆議院通過にあたり政府は「種種なる卑劣な手段を用いた」として政府を非難し、さらに重大なこの案件の採決にあたり無記名投票によったのはおかしいと衆議院の採決方式について批判した<sup>32)</sup>。この鎌田の衆議院批判に対し勅選議員三浦安が取り消すよう要求したことから一時議場は騒然となった<sup>33)</sup>。結局、同案は218対55の多数で第2読

会へと進められ、次いで貴族院を通過した。

続く第 14 議会および第 15 議会で、鎌田は朝日倶楽部に所属した。明治 31(1898)年、第 1 次大隈内閣(隈板内閣)が成立すると、近衛は研究会に対抗して貴族院内部の多数派工作を開始し、それに呼応しつつ懇話会に所属する野崎や鎌田ら改進黨一進歩党一憲政本党系の多額納税者議員が中心となって新会派・朝日倶楽部結成に動いた。明治 31 年 11 月、野崎や鎌田は侯爵細川護久を招き彼を盟主とするべく活動したが、11 月 23 日、彼らに対し細川はそれを謝絶した<sup>34)</sup>。その後「朝日倶楽部拡張」<sup>35)</sup>のため彼らは奔走を続け、翌 32 年 2 月近衛をリーダーとして来た土曜会は朝日倶楽部に合流するに至った。

ところで第 15 議会は、成立早々の政友会を与党とする第 4 次伊藤内閣が北清事変出兵費を中心とした予算案を貴族院予算委員会が否決し、伊藤が「七重の膝を八重に折って」その通過を懇願した議会であった。懇話会とならんで朝日倶楽部は二条らを中心に反伊藤内閣の急先鋒であった<sup>36)</sup>。しかし、16 議会以降 18 議会まで鎌田は特定の会派には所属せず、純無所属であった。朝日倶楽部と懇話会の合併による土曜会(明治 34 年 12 月成立)に野崎が所属したことと対照的である。第 16 議会の召集は明治 34(1901)年 12 月であるが、その直後に鎌田は政友会に入党し、鈴木伝五郎(前貴族院多額納税者議員)を会長とする政友会香川県支部を立ち上げ、その筆頭幹事となった<sup>37)</sup>。貴族院では研究会を中心に反政党的の雰囲気が強かったため、彼は一時的に純無所属となったのであろうか。もしくは藩閥政府と妥協しつつあった自由党とそれを中核として成立された政友会に批判的であった朝日倶楽部に対し冷却期間をおこうとしたため、とも考えられる。2 回の議会を経て、その後の第 19 議会では多額納税者議員のみによる会派・丁酉会に入った。しかし日露戦争最中の第 22 議会(明治 38.12. 28~39. 3.27)では鎌田は土曜会に属し、それ以降は同会が大正 8(1919)年に解散するまで同会に所属し続けた。

ところで土曜会は貴族院において反伊藤・反政友会の姿勢をとった。明治 37(1905)年に第 3 回多額納税者議員の選挙が実施されたが、その直後の調査<sup>38)</sup>によると調査対象になった 33 名の多額納税者議員のうちその後の最初の議会において土曜会に属したのは野崎や鎌田はじめ 9 名である。その 9 名の内訳は「立憲政友会派」とされた神奈川県選出の渡辺福三郎と「政友会」の鎌田が政友会系もしくは政友会、同じく鳥取県の桑田熊蔵が「中立」、島根県の江角拜四郎が「帝国党派」、それ以外の 5 名は「進歩党二傾ク」「憲政本党」「憲政本党派」の何れかで<改進黨一憲政本党系>=<反伊藤・反政友会>であった。れっきとした政友会員である鎌田は土曜会において異色であった。

それにしても、何故彼は政友会に入ったのか。最新の彼の伝記である『淡翁鎌田勝太郎』によれば、こうである。15 議会の折、地租増徴に反対する鎌田に対し伊藤首相の幕僚・金子堅太郎が接近し、金子は鎌田を伊藤に引き合わせた。そして明治 34 年 3 月 28 日伊藤は鎌田を大磯の別邸に招き夕食を共にした。「伊藤侯ヲ大磯ニ訪フ。晚餐ヲ饗応サレ数時欵談ス」とその日の日記にある<sup>39)</sup>。この時伊藤から「君も政友会に入らぬか」と勧誘され、感激して入党を決意した<sup>40)</sup>。

しかし、事実はそのようではない。彼はもっと以前より政友会入りを勧誘され、入党を決意していた。伊藤と鎌田が夕食を共にするより半年ほど前に、鎌田は近衛に対し書面で次のように相談している。

陳ば春畝公の新政党愈発表相成候趣、右に対する御高慮は如何に御座候哉。未だ発表早々に付き当県内有志の意向も充分相分り兼候へ共陰に同情を表し居候者、元進歩派に属するものにも有之、且他より勧誘を受け居候ものも有之、小生へも勧誘有之候。此際小生等親友両三輩の態度甚だ大切に付き、篤と閣下のご意見拝承致度候条、乍御面倒内々御洩らし被下度願上候。小生も来月二十日頃には出京可仕候に付き、其れ以前続々相談秘密に可有之と被存候に付、秘密に閣下のご意見御伺申上候。決して親友にも漏洩は致さず候条、御申聞被成下度願上候。 勿々頓首。

八月二十六日

鎌田勝太郎

霞山公侍史<sup>41)</sup>

この手紙からすれば、伊藤の政友会に対し香川県の改進黨一進歩党一憲政本党員の一部も関心を示し、鎌田自身も関心があるような口ぶりである。これに対し近衛は8月29日に「これに加入するの不得策なる事」<sup>42)</sup>を鎌田に返信している。その後鎌田は朝日倶楽部「月報」発行の準備をするなどの同倶楽部の会務を続けていたが、12月22日に近衛に面会し同倶楽部脱会の旨を伝えると共に同日書簡で政友会入会と朝日倶楽部脱会を近衛に対し申し入れている<sup>43)</sup>。

このように鎌田の政友会入りは明治33年12月下旬には実質的に決定されていた。明治34年3月28日の伊藤との会食はその結果でしかなかったのではないか。しかし、後年「明治の元勳であり、時の総理の伊藤公に特別に招かれた勝太郎はよほど得意であった見え、よくその会談のことを話していた」<sup>44)</sup>という。この夕食の席上、彼の持論である塩専売制も話題になったのであろうか。

彼はそれから2週間後、近衛を始めかつての同志たちを招待し、歓談した。そこで「鎌田は不得止して政友会に投ぜんとしたるも、旧政友には疎んぜられ、新政友には親しまれず、甚だ窮境にありとの躁言を述」べたが、これに対し近衛は「何故に公然政友会に投ぜざるやを詰り、如此曖昧なる対度(ママ)こそ新旧の友人に疎んぜらるる所以なりと告げ」<sup>45)</sup>、鎌田を説諭している。

かかる「曖昧なる対度(ママ)」すなわち〈政友会＝伊藤〉と反藩閥の〈朝日倶楽部・土曜会＝近衛一野崎〉との間に立つという矛盾を鎌田はどのように処理しようとしたのか。彼は政友会に入会した直後、貴族院では一時純無所属となることにより、この矛盾をカモフラージュしようとした。そしてそれを解決しないまま、近衛の没後(明治37年1月)、彼は土曜会に入った。ほぼ近衛の死をはさんで18年間にわたり、彼はこの矛盾を精算することなく棚上げにしたのである。なぜ、それが可能であったか。衆議院における政党と比べ貴族院における会派は研究会を除けばかなりの程度の自立性が各メンバーに確保されたからである。しかし、政友会に対する批判勢力である土曜会は慢性的な縮小を余儀なくされた。このことと原の政友会による貴衆縦断政策の遂行は鎌田のような矛盾を内包する土曜会の存在を困難にした。ともあれ、この矛盾は土曜会が解散され、彼が政友会系の会派・交友倶楽部に入ることによって解消された。ちなみに、大正8(1919)年の土曜会解散にあたって29名の旧土曜会員のうち政友会系の交友倶楽部に加盟したのは鎌田ただひとりである<sup>46)</sup>。

なお、鎌田が政治的に深く関わってきた塩業であるが、政府は、日露戦争勃発に当たりその戦費調達という財政上の必要性と国内塩業の保護という観点から専売制を導入した<sup>47)</sup>。明治38(1905)年1月のことである。この間、塩業経営者でもある鎌田はその実現に向けておそらく

活動を続けていたであろう。ちなみに塩業協会幹事でもあった手島知徳は、塩専売法成立直後に、鎌田に手紙を送り、次の様にその労をねぎらっている。「第一の問題たる塩専売法は意外にスルスルと安産、御同喜此事に御座候。全く大兄の御計画に基き候事トテ感謝ニ不勝候」<sup>48)</sup>

## 2. 貴族院改革の問題提起

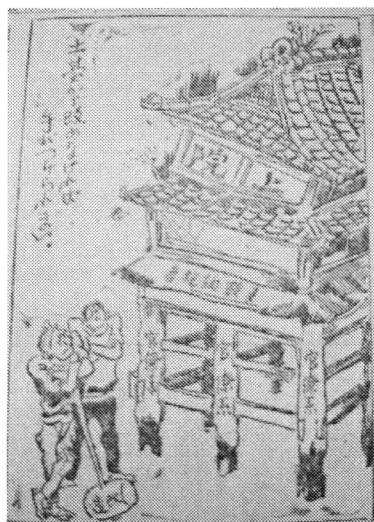
鎌田が公式の場で貴族院改革について語ったのは大正 10(1921)年のことである。彼が後年記したところによると、大正 10 年 4 月上旬、東京の日本工業倶楽部に貴族院担当の新聞記者たちを招待して彼らと懇談し、その席上、自らの貴族院改革論を披瀝した。彼はこれ以降大正 14 年までの貴族院改革の流れと彼自身の取り組みについて、64 ページにわたり『貴族院改革と将来』(活版、B5 版)と題する小冊子に纏めている。これによれば貴族院改革にかんする彼の「宿志」は「余程久しいものであつた」(4 ページ)。

さて、この鎌田の改革意見は 4 月 9 日『読売新聞』朝刊紙上において「貴族院改革の急、厄介なる問題、鎌田勝太郎氏談」として大きく取り上げられた。さらに翌月には、その時の彼の貴族院改革案が「貴族院制度改正に就いて」と題し、『三田評論』286 号に掲載された<sup>49)</sup>。

鎌田の貴族院改革論が報ぜられるや、ある有爵議員団の会合でこれに関して意見の交換が行われるなど、「貴族議員の間に余程注意を惹くに至つた」<sup>50)</sup>ようである。メディアの反応も早かった。4 月 10 日付『時事新報』夕刊は、「時事小観」なるコラム欄で、鎌田の名前こそ出さなかったものの「昨今貴族院改革の議を世に問はんとするものあり」として彼の改革意見の骨子を紹介している。ついで 4 月 16 日付『東京朝日新聞』社説は「貴族院改革案を評す」と題して鎌田の改革論をとりあげ、政友会に近い交友倶楽部所属の鎌田の改革論の意図を訝りながらも、多額納税者議員の廃止という、自らの特権を否定する彼の問題提起を評価し、歓迎している。続いて 4 月 18 日に『読売新聞』朝刊が「貴族院改革論の立場」と題して鎌田の主張を擁護する社説を掲げ、翌 19 日には『東京日日新聞』朝刊が「世界最旧式の貴族院」と題して貴族院改革の必要性を指摘した。さらに 4 月 20 日付け『時事新報』夕刊には、北澤楽天の「土台から改めなければ手がつけられまい」と、上院改革の困難性を痛烈に風刺したキャプション入り時事漫画が掲載された(右の写真)。朽ちた「官僚系」の土台柱のすぐ上に「多額納税者」のひさしが描かれている。ここで、楽天が「土台から改革する必要がある」として問題としているのは多額納税者議員と元高級官僚がその大半であった勅選議員制度であつた。さらに 7 月 6 日、『大阪朝日新聞』朝刊は社説で貴族院改革擁護の論陣を張った。

では、鎌田の貴族院改革論とはいかなるものであつたか。先の『三田評論』286 号所載の鎌田の論文「貴族院制度改正に就いて」をもとに検討する。

彼は「既往及現在に於ける貴族院の内部の事を述ぶるは予の欲せざる所」(1 ページ)であるが、「貴族院には感服し難き点幾多存するに拘わらず国民は下院の現状に鑑



北澤楽天の風刺漫画

み寧ろ上院を信頼し大なる期待を為せるやに見える」(2 ページ)ので、貴族院はこれに応えるために「根本的に改革を為さねばならぬ」とする。

しからば、上院としてのあるべき貴族院とはなにか。「一院の権力の偏重偏軽を調和し、一方の専横を防ぐ」のが二院制の「妙味」であり、貴族院の役割である。それゆえ「近来一部人士間に唱へらるる二院縦断説の如きは果たして如何。予は之を以て大いに誤れるものと思うのである」。鎌田は、いわゆる両院縦断説もしくは二院縦断説への反発が「貴族院制度改正」発表のきっかけであることを示唆する。この両院縦断=二院縦断とは、両院の多数派が提携することである。

明治憲法体制は極めて分権主義が貫かれていた。それを支える帝国議会もまたそうであった。すなわち、予算先議権を除けば貴衆両院の権能は基本的には対等で、両院の意思に齟齬が生じて双方の譲歩が困難な場合、帝国議会の意思を決定することが不可能となる。衆議院を通過した法律案を貴族院が修正したり、衆議院を通過した予算案に対し貴族院が実質的に修正を加えた後、衆議院がそれに不同意などという事態が想定されるし、また現実に一明治および大正期に一それはしばしば起こった。桂園体制下において政友会が政党として力を蓄え、政党政治の担い手となるに至り、上院の多数派を与党化することが政友会の、そして政党内閣の権力基盤の安定化に不可欠であった。

「本格的政党内閣」の首班であった原敬はこの両院縦断を推し進めた<sup>51)</sup>。言うまでもなく、原の貴族院におけるその対象は最大会派・研究会であった。第44議会開催を前に、彼はほぼそれを達成する。その成果は44議会で遺憾なく発揮された。この議会では中橋文相食言問題が両院で大いにとりあげられ、貴族院では文相さらに内閣不信任を意味する「風教に関する決議案」の採決をめぐる親原内閣勢力である研究会—交友倶楽部グループと公正会を中心とする反原内閣勢力とが激突した。結局、この決議案の文言を政府批判の内容にしないことで妥協がはかられたが、研究会はこれに不満を持つ10名の反原内閣派の勅選議員が脱会するという未曾有の事態を引きおこした<sup>52)</sup>。

波乱にとんだ44議会在終了したのは大正10年3月27日である。それから僅か2週間足らずの間に、鎌田は貴族院改革を提唱した。この時彼は政友会系の勅選議員を中心とした会派・交友倶楽部に所属したが、彼のかかる行動は暗に原政友会の貴衆縦断政策を批判するかのようであった。

鎌田にとってあるべき貴族院とは、衆議院と政府に対しチェック機能を果たす上院である。そのためには貴族院の権威は高いものでなければならない。こうして、彼は上院の構成要素を吟味し、次のような改革案を提起した(3 ページ)。

- ①第一多額納税議員の制度を廃止し之に代ふるに各府県より或の特種の方法を以つて議員を選ぶこと。
- ②又勅選議員に年限を付すること。
- ③成るべく学者の収容に勉むること。
- ④其他華族に関しては公侯爵の世襲議員を廃して総て選挙に依ることとし、
- ⑤選挙は従来行はるる三爵議員の連記選挙の制を改正すること。

彼は自らが提唱する改革案の冒頭に多額納税者議員制度の廃止を掲げた。本論の冒頭でも触



れたように多額納税者議員は議会では数的には少数であり、7年ごとの選挙でその殆どが改選された。また、同一選挙区において一任期をいくつかに分け、何人かが交代する、すなわち議席のたらい回しとも言うべき現象がしばしば見られた。以上のことから、かかる多額納税者議員は政治的にも軽く見られているようであった。それゆえ、明治30年代よりこの制度に対し疑問が呈せられ、明治末年には学界やジャーナリズムではその廃止論がささやかれていた。地元では「貴族院様」と尊敬を集める多額納税者議員であったが、中央では「長者議員」と揶揄される存在でしかなかった。これに対し鎌田は、納税額によらず、府県ごとに何がしかの権威者を選出することを提唱している。それにしても、多額納税者議員が自らの存在を否定する問題提起を「第一」にしたことは注目に値するし、先に挙げた全部の新聞の社説がこのような鎌田の姿勢を高く評価した。

次いで、勅選議員であるが、それは貴族院令に言う「国家に勲勞あり又は学識ある満30歳以上の男子」にして勅任された者で、その任期は終身であった。この議員の大半は陸海軍軍人を含むもと高級官僚であったが、老衰のため登院が困難な者も少なくなかった。任期に年限を付してこうした例を極力少なくしようというのであろう。

第3に学者の議員登用である。本来ならこの学者議員は先の勅選議員の枠内であろうが、勅選議員の殆どが官僚出身者であるという実態に対し、学者の特別枠を確保しようとするものである。この提案は、ほぼ4年後の護憲3派内閣下の貴族院改革で実現を見ることとなる。

華族議員に関して鎌田はいささか遠慮気味である。それでも、彼は世襲議員の廃止を説いている。原則として公・侯爵者は、それ自体で貴族院議員となりえたが、伯・子・男爵の互選議員と異なり、歳費の支給はなく、ごく一部を除き、彼らが議席に就くことは稀なことであった。確かに明治20年代および30年代において、公爵近衛篤磨、侯爵二条基弘らが三曜会で、侯爵伊達宗徳、侯爵徳川義礼らが懇話会なる会派を組織しまたは会派に参加して、世襲議員が貴族院議員として大いに活動した。特に近衛、二条らが北清事変の臨時予算をめぐる第4次伊藤内閣を苦しめ、追い詰めたこともあった。しかし、殆どの世襲議員は登院せず、登院しても特定の会派に入ることは無く議員としての活動は皆無かそれに近かった。それにしても同じ華族でありながら互選によらずして上院議員になれるのは、公・侯爵者の大変な特権である。鎌田はそれを廃止しようというのである。

最後の三爵すなわち伯・子・男爵者の互選の改革であるが、現行の制度では記名・連記によった。連記は定数分の連記であったため、子爵議員選挙における尚友会のごとく当選を請け負う団体の指導者が選挙を牛耳り、さらに当選後も議員の行動を拘束する、といった弊害が目立ってきた。鎌田はこうした事態を改善するために互選規則を改めることを提唱する。

ところで、こうした貴族院の組織とその変更にかかわる事項は貴族院令に定められていた。特に貴族院令第13条によりその変更について同院の同意が必要とされたため、『読売新聞』が報じたように貴族院改革は実に「厄介なる問題」「厄介なる仕事」であった。

それゆえ、「政府は政略としては容易に改正案を〔貴族院に〕提出しないであろうし、「貴族院の多数は現況より察するに改正の建議を為すが如きことはあるまじ」(3ページ)と思われた。従って、「国民多数の与論に依って政府及上院議員の反省を促すこと」(同)によるしか、改正への道はない。そのためには識者が上院制度問題をよく研究して腹藏なき意見を発表し、操

湖界の人々は警鐘を打ち鳴らし「眠れる与論を警醒」すべきである」(同)と、鎌田は世論によってのみ貴族院改革が可能であるとする。

先に述べたように鎌田は新聞記者達を呼び、貴族院改革の必要性と自らの改革案を彼らに提案した。彼らに「眠れる与論を警醒」することを期待してのことであろう。この後、鎌田に続き、江木千之(勅選)と藤村義朗(男爵)が、貴族院議員として貴族院改革の必要性とその具体案について記したパンフレットを作成し関係者に配布したが、そこでは貴族院改革実現に向けての具体的な方策にまで言及される事はなかった。さらに、第2次護憲運動の後の「微温的」と称せられた貴族院改革が世論とこの運動の成果であったことを考える時、以上の鎌田の指摘は実に的確であったと言えるであろう。

### 3. 貴族院改革運動

すでに述べたように、鎌田の貴族院改革論に対する新聞の反応はすばやかだった。また、鎌田自身によれば学者、政治家、実業家その他各方面から頻々として賛意が寄せられ、中にはわざわざ来訪して熱心に賛成の意見を述べた人々もいた、という<sup>53)</sup>。では議会側はどうか。貴衆両院ともにその反応は鈍く、かつ極めて部分的と言わざるをえない。

こうした中、貴衆両院の少壮議員からなるグループが結成された。憲法研究会である。これは近衛文麿(公爵)や堀田正恒(伯爵)を中心に政友会の山口義一など両院の9名の有志による団体であり、具体的な改革案を作成し、世論を喚起することを目的として6月17日夜、上野の精養軒で第1回の会合が開かれた<sup>54)</sup>。鎌田は早速このグループに加入を申し込んだようである。しかし、成立早々のこのグループに対し公・侯爵団より妨害が入りその活動とその内容は秘密にされ<sup>55)</sup>、彼が憲法研究会のメンバーであったかどうかは判然としない。すくなくとも大正10年8月、鎌田は憲法研究会とは別に、来るべき第45議会において多額納税者議員廃止の建議案提出に向けて賛同者獲得の活動を開始した。

ところで、鎌田の改革案が発表されて半年足らずの間に、江木、藤村がそれぞれの改革意見をパンフレットにして関係者に配布したり、茶話会では会派内に貴族院改革研究会を発足させるなど、一部ではあるが貴族院内にも改革に関する検討が始まった。ここで江木や藤村の改革案をみてみよう

江木は「上院改革私見」と題し、B5版・活版で39ページにわたる小冊子(日付なし)を作成して自論を展開している。その特徴は、従来の皇族議員、華族議員、勅選議員に農業・商工業の代表者や都市部・農村部の代表者そして帝国学士院・官立公立私立大学の各代表者を新たに加えることである。それに伴い従来型の農・商・工業の代表者であった多額納税者議員の制度は廃止されることとされた。また有爵議員の互選について、連記制を改め単記制とすることが提案されている。

続いて藤村は「貴族院の改造」と題して、B5版・活版による15ページ小冊子(大正10年9月)で、①華族議員については一部の世襲制を廃し全て互選とする、②歳費全廃、③有爵議員の選挙法改正、④多額納税者議員の廃止、の4点を主張した。

鎌田、江木、藤村に共通するところは多額納税者議員の廃止と有爵議員選挙における連記制廃止であった。前に述べたように、前者については鎌田が建議案提出に向け奔走したわけだが、

これに江木や藤村はどのように関わったのであろうか。資料を欠いてこの点は不明である。何れにせよ第 45 議会に貴族院改革の建議案が出されることはなかった。内閣と貴族院野党との対立激化がその原因のひとつであろう。第 45 議では、「五校昇格」問題とそれをめぐる高橋首相の予算委員会での発言に端を発して、公無四派が態度を硬化させ、高橋内閣への批判を強めた。結局、会期末に至り、貴族院与党であった研究会提案の「綱紀肅正に関する建議」案に全会派が賛成することで、この対立は收拾された<sup>56)</sup>。多額納税者議員は各派に分散して所属していたため、以上のような状況下でその廃止に向けた建議案について各派の合意を得ることなど不可能であろうし、おそらく上程を可能にするための 30 名の賛同者を得ることも困難であったにちがいない。ちなみに 1 年後鎌田は次のように語っている。「、、昨年高橋内閣の議会に決議案を出そうと思ひ、それぞれの向きへも内々に相談しましたが、生憎昇格問題で議会の中心点がそこへ向いているため残念ながらそのままお流れにした」<sup>57)</sup>。

翌々年、第 46 議会(大正 11. 12.25~同 12. 3.27)が終わった頃から、こんどは男爵中川良長が貴族院各会派の指導者の間に改革を説いて回るなど精力的に活動を続けたが、8 月に至り『読売新聞』は中川の「改革運動」と比較しつつ、鎌田、江木、藤村のそれについて次のように評している。「今回の中川男の運動に比して花々しくはなかったけれども院内の多数をしてその趣旨を諒とする程度に迄進ませることは出来た。即ち主義に賛成するものが多かったにも拘わらず、実際上では殆んど相手にする者のいない様な惨憺たる結果に終わったのである」<sup>58)</sup>。中川は第 45 議会が終了した直後の大正 11 年 4 月から翌 12 年 5 月にかけて、男爵議員の会派「公正会」を離脱し新たに「親和会」を組織するなど目立つ存在であった。それゆえ新聞も彼の行動について逐一報道するところがあった。この読売新聞の記事は、中川の貴族院改革運動が一段落した時点でのものである。要するに、中川の運動に先立つ大正 10 年後半から第 45 議会終了の翌 11 年 3 月にかけて、ごく一部の議員を除き、貴族院内部では改革の必要性を認める者はないわけではなかったであろうが、建議案の共同提案者に名を連ねるなど改革に向け鎌田に協力する雰囲気は希薄であったといえよう。

こうした状況下、「今度こそは自分ひとり犠牲になってやろうと決心した」<sup>59)</sup>鎌田は、貴族院改革について本会議で直接首相の考えを質するという行動に出た。第 46 議会でのことであり、彼は 1923 年 2 月 6 日演壇に立った。この日、彼は、中国、ロシア、ドイツでは帝政が崩壊して共和制となり、衆議院の選挙法も変わってきている今、貴族院の制度が 35 年間も変わらないのはいけないと説き、自ら先鞭をつけた大正 10 年の改革運動について次のように述べる。

、、、一昨年(1922)の 5 月私はある席に於いて、貴族院制度の改正の急なることを発表いたしました。其の後引き続き三田評論なる雑誌を以て私の意見を綴りまして天下の志士に配布いたしました。其の後院内の同僚たる先輩たる江木千之君、藤村義朗君の両君が制度改正の必要なることを述べられて其の意見書を御配布になりました。其他院内の議員諸君中改正の必要を論ぜられる御方は沢山あります。是は華族の御方にもあります。勅選議員の御方にもあります。沢山に私はこの御説を承っております。又院外に於いても政治家は勿論新聞記者・学者・実業家間に於いても沢山なる改正論者を見受けております。現に私が意見書を配布した時分に政治家・学者・実業家辺りから至極同意である、同論であるから折

角この事の尽力を頼むといふ書面を寄せられた人もございます。中には未だ一面識もなき政治家・学者より新聞紙上に於いて私の意見を見ましてさうして同意であるから是非之を実現するやうにありたいものであるといふやうなる手紙を貰ったことも沢山あります。斯くの如く院の内外に於いて改正の議論が沢山あるにも拘らず、之が実現せぬといふことは実に不思議に思われるのである<sup>60)</sup>。

彼はそして貴族院令 13 条の規定にふれ、さらに具体的に先年三田評論で発表した貴族院改革についての持論を展開した。また彼は、閣員 10 名中 7 名が貴族院議員である貴族院内閣が「貴族院の制度を改めると云ふことは誠に便宜のことであります、最も世間の同情を惹くことであらうと考える」<sup>61)</sup>、とする。すなわち鎌田は貴族院内閣である加藤友三郎内閣が貴族院改革に着手すれば与論の支持を得られ、また貴族院各派の支持を調達することも可能であり、ある程度の改革が可能と考えたのであろう。

しかし、日支郵便条約締結の可否をめくり政府と貴族院野党との対立が激化したため政府はひたすらこの問題の対応に追われ、なんら準備のない政府は改革に向けて積極的な一歩を踏み出すことはなく、第 46 議会は閉会に至った。「相当に考究をなすべき必要のあることは政府はこれを認めて居ります」<sup>62)</sup>と、鎌田に答えた加藤首相であったが、彼は胃癌のため在任中に死去した。こうして鎌田にとって、加藤内閣のもとでの貴族院改革の調査と実施は不可能となった。しかし、鎌田は初めて貴族院においてその改革について論じ、政府よりその必要性について認めるとの言質を引き出した。

加藤友三郎内閣の後、第 2 次山本権兵衛内閣が成立した。この内閣は普通選挙の実現については熱心であったが、貴族院改革についてはどうか。不明である。この内閣も虎ノ門事件のため、4 ヶ月という短命に終わった。その意思はともかく、貴族院改革についてはおそらくなんら準備することなく終わったにちがいない。しかし、その後の「清浦貴族院内閣」成立に対する政党勢力の反発は政友会、憲政会、革新倶楽部による第 2 次護憲運動を作り出した。清浦内閣下の第 15 回総選挙に護憲勢力の中核であった憲政会は、「普選」と「貴革」の実現を選挙公約として掲げて大勝利をおさめた。

しかし、大正 13(1924)年 6 月憲政会を中心とした護憲 3 派内閣が成立し、新内閣は 6 月 18 日に政務官設置、「普選」法案の次回議会への上程などの施政要綱を決定したが、そこで「貴革」について触れられてはいなかった。第 49 回特別議会が召集(6 月 27 日)されてもなお、政府は「貴革」に関しまった方針を示すことは無かった。こうした新たな政治状況を受け「貴革」を目指す両院の一部議員有志が会合を持った。6 月 18 日午後 3 時、政友会の仮本部があった芝の三縁亭に貴族院側から侯爵徳川義親、同佐々木行忠、男爵中川良長の 3 名、衆議院側から有馬頼寧(無所属)、横山勝太郎(憲政会)、黒住成章(政友会)、山口義一(政友会)、植原悦二郎(革新倶楽部)4 名がそれぞれ集まり懇談したが、この日は各自が意見を述べただけで終わった。<sup>63)</sup>

6 月 21 日、その第 2 回の会合は貴族院制度改革に関する両院有志協議会として第 1 回と比べ規模を大きくして行われた。<sup>64)</sup>この日参集した有志協議会のメンバーは次の通りであるが、来会できなかった熱心なメンバーとして先の横山がいる。また以下のメンバー以外にも森格、春日俊文、上塚司ら政友会 所属の前衆議院議員数名が参加していたし、その後の会合に新た

に加わった貴衆両院議員もいた。

貴族院：純無所属 侯爵徳川義親、同佐々木行忠、男爵中川良長(ただし、元親和会・公正会)  
交友倶楽部 鎌田勝太郎

衆議院：憲政会 小西和、鈴木富士弥、河野正義  
政友会 黒住成章、山口義一、石井謹吾、木暮正一、若尾幾太郎  
革新倶楽部 植原悦二郎、松本君平

この会合の主導権を握ったのはおそらく山口であったであろう。彼は会場を提供した政友会所属の代議士であり、大正 10 年より「貴革」を目指した憲法研究会の中心的なメンバーでもあったからである。

さて、この第 2 回の会合では、中川を座長に貴族院改革に関し種々の議論があった。なかでも鎌田は、次のように「貴革」は世論を喚起しそれを背景にしてのみ可能であると述べつつも、あくまでも改革は政府ではなく、貴族院自らによるべしと説く。「吾人は貴族院自体の意思に依りてこの改善を計ることが穩かであると思ふが實際問題として考察し院内今日の空気は到底改革の自発を俟つと云ふことは困難である。故に吾々大いに国論を喚起し、公議与論に依つて此れが改革の動機を作る他は無いと信ずる。尚勅令の改正に依る改革問題は政府が自由になし得るが其れは穩当でない。これは院議を以つてしたい」<sup>65)</sup>。これに対し中川は勅令によることを主張したが、「国論」喚起については賛成し、協議会として今後院外団や新聞記者を加え議論をすることとした。

7 月 3 日の第 3 回協議会は何名かの新聞記者や院外団も参加して開催されたが、結局政府主導による改革となった。すなわち「政府は速やかに貴族院を改革すべし」との決議案を採択し、政府が調査会を作るか自ら政府案を作るかで進めるべきである、との方法によるべしという山口の主張が満場一致で承認された。これを踏まえて鎌田は中川、横山、黒住、松本、森らとともに決議案の起草委員に選出された。

さて、連立与党共同提案による、貴族院改革の決議案が衆議院本会議で審議されたのは 7 月 18 日のことである。憲政会から箕浦勝人、政友会から菅原伝、革新倶楽部から林田亀太郎がそれぞれ賛成演説を行った。政友会では当初、山口が当てられていたが、憲政会側の「総務級の人物で」という要求により急遽外されたという<sup>66)</sup>。与党の中核・憲政会の幹部が山口の「貴革」の姿勢に対し警戒をしたため、とも考えられる。

## むすびにかえて

最初の賛成演説に立った箕浦勝人は、貴族院改革について 15 議会直後における伊藤博文の改革案作成から説き起こし、鎌田の第 46 議会壇上における貴族院改革の具体案の提示が、その後の白熱した貴族院改革の論議につながった、と大いに評価した。すでに見てきたようにこの時の鎌田の問題提起とその改革に向けた活動が、その後の貴族院改革に直線的に結びついたわけではない。新聞紙上や『三田評論』誌上での「貴革」の提唱はその当初いくつかの新聞を除き、公的には殆ど無視され、貴族院内では反発を買った。鎌田にとってそれはある程度予想されたことであり、それゆえ彼はその実現は世論の高まりによらざるを得ないと考えた。またそれは第 2 次護憲運動で現実のものとなった。

それにしてもなぜ、鎌田は「貴革」を考えたのであろうか。明治期の製塩業者の利益代弁人すなわち（塩議員鎌田）とどうも結びつかない。ほとんど与党もしくは準与党であり続けた政友会に身を置きつつ、貴族院においては懇話会一朝日倶楽部一土曜会という、反政友会そしてほとんど貴族院野党ともいべき会派一純無所属や丁酉会の時代を除き一に18年余りではあるが属した。そのこと、すなわちこの矛盾が彼をして貴族院全体の問題点に注目させたのかもしれない。与党であり続けることは、しばしば既存の制度に対し保守的となり、問題点について盲目となるからである。

また政治上の盟主と仰いだ近衛篤麿の影響も考えられる。近衛は初期議会期に貴族院改革について考えたことがある。その草稿には「今貴族院に元老を集め、上下の倚信を繋ぎ、一面公事を議定し、一面政府と衆議院の紛争衝突を調和せしめるは兩院立制の本旨なるのみならず、最対症の適劑なりと余輩の深く信じて疑わざる所なり」<sup>67)</sup>とある。近衛は貴族院を政治的に権威ある議事機関として、また政府と衆議院との調停機関として考えた。この点、鎌田の改革論と相通ずるところがある。

鎌田は軸足を政友会という政党に置きつつも、貴族院は政府と衆議院に対する権威あるチェック機関でなければならないと近衛同様に考えたのかもしれない。

## 注

- 1) ただし1度補欠選挙で再当選したことがある。明治37年6月に実施された第3回多額納税者議員選挙において競争者があり、鎌田が自分に1票投じたことが物議を醸したため、彼は辞職した。彼はそれを受けてのいわば出直し選挙(制度上は補欠選挙)に再度立候補し再選された。
- 2) 中村淳編『貴族院議員名鑑』(東京タイプ社、1915年)より転載。
- 3) 大正7年6月11付『時事新報』所載記事「無差別」。
- 4) たとえば坂野潤治『明治憲法体制の成立』(東京大学出版部、1971年)がそれである。
- 5) 末武嘉也編『大正社会と改造の潮流』日本の時代史24(吉川弘文館、2004)、78ページ。
- 6) たとえば昭和6年に刊行された東京朝日新聞社編・刊「朝日政治経済叢書」の1冊『貴族院改革問題』では「大正十年から大正十二年にかけて、政治家、学者、言論機関の各方面から貴族院改革に関する意見が相次いで発表せられた。貴族院議員の中においても、江木千之、藤村義朗、徳川義親、鎌田勝太郎らは何れも相当の具体案を世間に発表して与論の喚起に努めた」(49～50ページ)と記されている。
- 7) 鎌田の伝記には、彼が没した直後に刊行された、弔辞・事蹟を中心する①島田恭平編『淡翁』(鎌田共済会刊、1942年)、②『淡翁鎌田勝太郎伝』(鎌田勝太郎翁顕彰会刊、1974年)、③小川太一郎『淡翁鎌田勝太郎一道義と奉仕に生きた自由人』(坂出文化協会編刊『海橋』9号、1983年、4～56ページ、所収)がある。本稿第1章の「生い立ち」を草するにあたり、以上3点を適宜参考にした。
- 8) 注7③5ページを参照。
- 9) このころ宮武外骨が鎌田を訪ねている。外骨は香川県出身で鎌田の従兄弟であった。自転車に大変興味を持ち、やっと思いで手に入れた自転車(三輪車)に乗って坂出を訪れた。「ある日予はこの自転車に乗って坂出港に遊び、同所の従兄鎌田勝太郎方に到りしに、勝太郎も予の自転車を見て馬鹿臭しと罵り、平常にも似ず一碗の茶も出されざるの汚辱を受けたり」(明治36年5月5日『滑稽新聞』48号)と、後年回顧している。
- 10) 「野崎家所得表」(日本専売公社編刊『日本塩業大系 近代〔稿〕』、1975年、554～555ページ所収)参照。
- 11) 香川県は明治21年12月愛媛県より分離独立して成立した。
- 12) 「貴族院(多額納税)議員表」(国会図書館憲政資料室蔵『平田東助関係文書』所収)
- 13) 上田千一『香川県政治史』(上田書店、1959年)600～601ページ参照。
- 14) 大日本塩業同盟会規約(日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系・史料編(近現代1)』日本塩業研究会刊、1975年、615ページ所収)。
- 15) 前掲『日本塩業大系近代〔稿〕』、39ページ。
- 16) 鎌田勝太郎「清国ニ向ヒ食塩輸出ノ意見」(国会図書館マイクロフィルム)。
- 17) 前掲『日本塩業大系・史料編(近現代1)』639ページ。

- 18) 後出、野崎・鎌田「政府ノ遼東塩業調査ニ依テ更ニ意見ヲ述ブ」を参照。
- 19) 野崎武吉郎、鎌田勝太郎「政府ノ遼東塩業調査ニ依テ更ニ意見ヲ述ブ」(日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系・史料編近現代(1)』、日本塩業研究会刊、1975年、688~694ページ、所収)。
- 20) 小林利雄『近代日本塩業史』大明堂、2000年、117ページ掲載の表を参照。
- 21) 注7③13ページ。
- 22) 前掲『日本塩業大系 近代〔稿〕』573ページ。
- 23) 野崎が当初反対であったことは、注7の③10ページを参照。
- 24) 明治30年6月11日付『香川新報』
- 25) 『近衛篤磨日記』(鹿島出版会、1968年)明治30年3月25日の条。
- 26) 同、同年6月10日の条。
- 27) 太田健一「詩と塩と茶に命をかけた日本男子—手島知徳口述の紹介—」(〔財〕ソルトサイエンス研究所編刊『そるえんす』第65号〔2005年〕)を参照。
- 28) 『近衛篤磨日記』明治28年4月25日の条。なお、近衛はこの依頼を断わり(『近衛篤磨日記』明治28年4月24日の条)、結局顧問という形で塩産業と関係を持ち続けた。
- 29) 「大日本塩業同盟会報告書自明治二十七年十一月至同二十八年二月」(前掲『日本塩業大系・史料編近現代(1)』645~660ページ所収)。
- 30) その過程は前掲『明治憲法体制の成立』第2章第5節に詳しい。
- 31) 大日本帝国議会誌編・刊『大日本帝国議会誌』第4巻(1927年)、1208ページ。
- 32) 同。
- 33) 明治31年12月28日付『読売新聞』
- 34) 『近衛篤磨日記』明治31年11月23日の条。
- 35) 同、明治31年12月2日の条。
- 36) 霞会館編・刊『貴族院と華族』1998年、第3章第2節「第4次伊藤内閣」の4(197~227ページ)を参照。
- 37) 『政友』第8号(明治34年5月10日刊)22ページ。
- 38) 注12と同じ。
- 39) 注7②19ページ。
- 40) 同。
- 41) 明治33年8月26日付近衛篤磨宛鎌田勝太郎書簡(『近衛篤磨日記』③288ページ、所収)。
- 42) 『近衛篤磨日記』明治33年8月29日の条。
- 43) 同、明治33年12月23日の条。
- 44) 注7③19ページ。
- 45) 『近衛篤磨日記』明治34年4月12日の条。
- 46) 酒田正敏編『貴族院会派一覧—1890~1919—』(日本近代史料研究会刊1974年刊)を参照。
- 47) 小林、前掲書、116~117ページ及び前掲『日本塩業大系 近代〔稿〕』第11章を参照。
- 48) 明治37年12月28日付鎌田勝太郎宛手島知徳書簡(注7③13ページ所載)。
- 49) 『三田評論』286号(1921年5月号)1~3ページ所載。
- 50) 大正10年4月18日付『読売新聞』。
- 51) この問題については拙著『大正デモクラシー期の貴族院』(2005年、成文堂)第5章「原内閣における貴族院」を参照されたい。
- 52) 同じく拙著第5章7「研究会内硬派」を参照。
- 53) 鎌田勝太郎『貴族院改革と将来』(1925年、私家版)4ページ。
- 54) 大正10年6月18日付『読売新聞』。
- 55) 「山口氏談話」大正10年6月30日付『大阪朝日新聞』
- 56) 前掲『大正デモクラシー期の貴族院』第6章2「五校昇格問題と『一蓮托生』」を参照。
- 57) 大正12年2月7日付『東京日日新聞』。
- 58) 大正12年8月10日付『読売新聞』。
- 59) 注54と同じ。
- 60~62) 前掲『大日本帝国議会誌』第14巻(1930年)96~97ページ。
- 63) 大正13年6月19日『読売新聞』。
- 64) 大正13年6月22日付『読売新聞』。
- 65) 同。
- 66) 大正13年7月18日『東京朝日新聞』。
- 67) 「貴族院改革論」(『近衛篤磨日記』別巻〔付属文書〕)(鹿島出版会、1969年)77ページ、所載)。

※本稿は、平成18年度愛知淑徳大学研究助成による研究の一部である。